

解体工事業の資格（解体工事業の許可を申請する事業者用資料）

★アルファベットが含まれるコードは解体工事業の許可を申請する方のみご使用ください。

解体工事業の資格、技術者の経過措置により大きく以下の3パターンに分けられます。
12～15ページの有資格コード一覧と併せてご確認ください。

◎パターン1：経過措置期間中（平成33年3月31日迄）は「旧とび・土工事業」の技術者は「解体工事業」の技術者とみなします（附則4条による）

資格	平成28年3月31日までに合格した者	平成28年4月1日以降に合格した者
1級建設機械施工技士	1A	解体工事業の技術者にはなれません
2級建設機械施工技士（第1種～第6種）	1B	
2級土木施工管理技士（薬液注入）	1E	
農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	4C	
水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	4D	
森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	5A	
型枠施工	6B	
コンクリート圧送施工	7A	
ウェルポイント施工	6C	
地すべり防止工事（実務1年）	6A	

→上記の資格については、経過措置後は「解体工事業」の技術者にはなれません。

◎パターン2：経過措置期間中（平成33年3月31日迄）は「旧とび・土工事業」の技術者は「解体工事業」の技術者とみなします（附則4条による）

資格	平成28年3月31日までに合格した者 （実務経験1年未満、講習未受講）	平成28年4月1日以降に合格した者 もしくは 平成28年3月31日までに合格し、かつ、 解体の実務経験1年あるいは講習受講の者
1級土木施工管理技士	1C	13
2級土木施工管理技士（土木）	1D	14
1級建築施工管理技士	2A	20
2級建築施工管理技士（躯体）	2B	22
建設・総合技術監理（建設）	4A	41
建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	4B	42
とび・とび工	5B	57

→上記の資格については、経過措置後は平成28年4月1日以降の資格合格者、もしくは平成28年3月31日までに合格し、かつ解体の実務経験1年あるいは講習受講者でなければ「解体工事業」の技術者にはなれません。

*アルファベットを含むコードで登録した技術者が実務経験1年を積むか、もしくは講習を受講した場合、コードの変更届の提出が必要ですので、ご注意ください。

（例：1Cで登録していた方が、実務経験1年を積むか、もしくは講習を受講した場合→1Cから13への変更届を提出してください）

◎パターン3：今回、解体工事業の技術者要件として新設された為、経過措置なし→平成28年4月1日以降の資格合格者、もしくは平成28年3月31日までに合格し、かつ、解体の実務経験1年あるいは講習受講者でなければ「解体工事業」の技術者にはなれません。

資格	平成28年3月31日までに合格した者 （実務経験1年未満、講習未受講）	平成28年4月1日以降に合格した者 もしくは 平成28年3月31日までに合格し、かつ、 解体の実務経験1年あるいは講習受講の者
2級建築施工管理技士（建築）	解体工事業の技術者にはなれません	21

→上記の資格については、新設の為、経過措置の対象ではありません。ご注意ください。